

告示

埼玉県告示第八百四十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六五二号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料8号	窒素全量 八・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十三年四月二十七日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬二百二十二番地
埼玉県第 五七五号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料6号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十三年五月三十一日	
埼玉県第 五七六号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料7号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有害成分の最大量及		

	埼玉県第 五五三号	乾燥菌体	窒素全量	平成三十三年六月二十	朝日工業株式会社
		肥料	四・五	九日	埼玉県児玉郡神川町
		肥料2号	りん酸全量 二・〇		渡瀬二百二十二番地
			含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり		